

教育長	次長	係長	係	文書係
				



10教職第76号
平成10年4月30日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

職員の病気休暇等について（通知）

うえのことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正（県公報第8051号）等により、下記のとおり取り扱うこととしますので、職員に周知するとともに、適正な運用をしてください。

記

1 病気休暇

(1) 改正内容

別表第1に定める難病に「神経線維腫症」が加えられたこと。

(2) 施行日

平成10年5月1日

(3) 経過措置

この改正規則の施行日において、上記の疾病により同日前から引き続いて病気休暇を既に承認されている職員の同日以後における病気休暇についても適用されること。

2 その他

(1) 通知の改正

「ボランティア休暇について（平成8年12月27日付け8教義第1085号高知県教育長通知）」別表中「虚弱児施設」を削除する。

施行日：平成10年5月1日

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用についての人事委員会委員長通知は別紙のとおり。）

(2) 母性健康管理指導事項連絡カードについて

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」の規定に基づく「事業主が講ずべき措置に関する指針」において定められた母性健康管理指導事項連絡カード（別紙様式）については、職員から提出があった場合には、医師の診断書に代わるものとして必要な措置を講ずること。

10 高 人 委 第 52 号

平成10年 4 月 27 日

高 知 県 教 育 長 様

高知県人事委員会委員長

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 1 2 月 2 1 日付け 6 高 人 委 第 2 8 1 号高知県人事委員会委員長通知）の記の第 5 特別休暇関係を下記のとおり改正したので平成 1 0 年 5 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 5 特別休暇関係の 4 の（4）のエ中「虚弱児施設」を削除する。

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

事業主 殿

医療機関等名

医師等氏名 印

下記1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏 名	妊娠週数	週	出産予定日	年 月 日
-----	------	---	-------	-------

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指導項目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業（入院加療）
妊婦貧血	Hb9g/dl以上11g/dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠中毒症	ふしっ 浮腫	軽症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	たん 蛋白尿	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	高血圧	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）		軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（自宅療養又は入院加療）

(裏)

症 状 等			指導項目	標 準 措 置
妊娠中 にかかりやすい病気	静脈 瘤 ^{りゅう}	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になつての休憩
	痔 ^じ	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	膀胱炎 ^{ぼうこう}		軽症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
			重症	休業（入院加療）
多胎妊娠（ 胎）				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後回復不全		軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間に○を付けてください。）

1 週間（ 月 日～ 月 日）	
2 週間（ 月 日～ 月 日）	
4 週間（ 月 日～ 月 日）	
その他（ ）	

4 その他の指導事項（措置が必要である場合は○を付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

〔記入上の注意〕

- 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。
- 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

指導事項を守るための措置申請書
上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。
平成 年 月 日

事 業 主 殿

所 属 _____
氏 名 _____ 印

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。